

議案第42号

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)

第6条 略

2 前項に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所（次に掲げる事業を行う事業所を含む。）に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(1) 略

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護又は同条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護（同条第22項に規定する複合型サービスに該当するものを含む。）

別表第1（第6条関係）

1・2 略

3 放課後等デイサービス

区分	基準

(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)

第6条 略

2 前項に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所（次に掲げる事業を行う事業所を含む。）に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(1) 略

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護又は同条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護

別表第1（第6条関係）

1・2 略

3 放課後等デイサービス

区分	基準

従業者の配置	<u>1</u> 略 <u>2</u> 主として重症心身障害児が通う場合は、 <u>前号に掲げる従業者のほか、看護師を置く</u> <u>こと。</u> <u>3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 <u>6</u> 主として重症心身障害児が通う場合は、 <u>嘱託医師を定めておくこと。</u> <u>7</u> 略 <u>8</u> 略
略	
利用定員	<u>1</u> の表利用定員の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

4 略

従業者の配置	<u>1</u> 略 <u>2</u> 略 <u>3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 <u>6</u> 略
略	
利用定員	<u>2</u> の表利用定員の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

4 略

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。